

# 下請事業者のみなさま



親事業者(発注元)との取引で悩まれていませんか。

## ～オンラインによる「下請法“お手軽”講習会」のご案内～

公正取引委員会四国支所では、下請事業者(受注者)の方向けにオンラインによる下請法の講習会を実施します。

下請事業者の方が日々請け負っている取引の中には、実は下請法によって保護されるということを知らずに取引をしているケースがあったり、不当に不利益を受けているといった例が見受けられます。この下請法“お手軽”講習会は、下請事業者の方に下請法を知っていただき、今後の取引に生かしていただこうと考え企画したもので、下請法の初歩的な内容を1時間程度にまとめて解説します。

日時 第1回 令和3年9月28日(火) 10:00～11:00

第2回 令和3年10月7日(木) 13:30～14:30

2回とも同じ講習内容です。受講にはインターネット回線が必要です。

費用 無料 (インターネット通信料金は負担願います。)

お申し込み方法 裏面の申込要領をご覧になりお申し込みください。

取引の内容

製造委託	情報成果物作成委託
修理委託	役務提供委託

「委託」とは、物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいう。こうした指定のない規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれない。

【知って守って下請法 2頁】

参考:実際の説明時に使用する資料の一部

検索キーワード

検索 公取 四国 下請法講習会

講習会の案内はこちら



下請取引の該当性はこちら



問い合わせ先 公正取引委員会四国支所 下請課 お手軽講習会担当  
電話 087-811-1758

# 申込要領

## 申込先

四国支所下請課(shikoku-shitauke1758@jftc.go.jp)まで電子メールによりお申し込みください。

## 電子メールの記載項目

- ア 標題「下請法お手軽講習会申込み」
- イ 受講希望日【●月●日】
- ウ 申込者氏名等【事業者名, 申込者の所属・氏名, 事業所所在地, 連絡先電話番号, 参加予定人数】
- エ 公正取引委員会が主催する下請法・独禁法等の講習会のメール案内の希望の有無【「有」又は「無」】
- オ 公正取引委員会が発行するメールマガジンの配信希望の有無【「有」又は「無」】

## 申込期限

令和3年9月17日(金)正午。  
定員(200回線)に達し次第, 申込みの受付を終了。

## 注意事項

- ・お申込みいただいた方には, 講習会開催のおおむね 7 日前までに, 受講用の Web 会議システム(WebexEvents)の URL 等を電子メール(shikoku-shitauke1758@jftc.go.jp)で送信します。  
※当方からの電子メールが受信できるよう受信拒否を解除する等事前対応をお願いします。  
なお, 開催6日前になっても URL 等のメール連絡がない場合は, 四国支所下請課(087-811-1758)までご連絡ください。
- ・Web 会議システムの利用に必要な端末, 通信環境, 費用等は, 参加者において御準備・御負担ください(Web 会議システム(WebexEvents)は無料で利用できます。)
- ・インターネット回線を利用した講習会のため, 通信環境によっては音声・画像に乱れが生じるおそれがあるとともに, その場合, 公正取引委員会は一切の責任を負いかねますのであらかじめ御了承ください。
- ・配信内容の録音・録画はお断りします。
- ・入手した個人情報は, 本講習会業務以外の目的には使用いたしません。

### 【問い合わせ先】

四国支所 下請課 電話:087-811-1758